

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯・ひとり親世帯以外分)について

健康福祉課子育て支援室  
☎ 25 1184

コロナ禍で食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金が支給されます。

## 支給対象者

### I ひとり親世帯

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けているかた(6月末に支給済です)
- ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る)(申請が必要)
- ③令和4年4月分児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同水準となっているかた(申請が必要)

### II ひとり親世帯以外

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けているかたで、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた(申請不要・7月末に支給予定)
  - ②①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)\*)の養育者であって、次のいずれかに該当するかた
- \*令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

- 令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかたと同様の事情にあると認められるかた(申請が必要)

## 支給額

- 児童一人当たり一律5万円
- 令和4年度の本給付金は、支給対象者に1回に限り支給されます。

## 申請時期

7月1日から令和5年2月28日まで  
申請受付後、随時支払いを行います。

## 問い合わせ

健康福祉課子育て支援室「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」窓口

本給付金(ひとり親世帯分)のホームページ



# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

健康福祉課生活支援係 ☎ 25 1115

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」をふまえた見直しがありましたので、以下のとおりご案内します。給付金の受給には手続きが必要です。

なお、再度支給を行うものではありません(受給されたことのない世帯のみが対象です)のでご注意ください。

**支給額** 1世帯あたり10万円

**支給対象となる世帯** (いずれかにあてはまる世帯)

- ①世帯全員の「令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割」が非課税である世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」(下表のとおり)の収入となった世帯(家計急変世帯)

配偶者控除・扶養控除の人数	非課税相当 給与収入限度額	非課税相当 所得限度額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.3万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

\*鳥羽市の例(市町村によって異なります)

**申請方法** (世帯によって異なります)

### ①の世帯の場合

鳥羽市から支給にあたっての確認書を送付していますので、必要事項を記載のうえ返送してください。

※令和3年度分が非課税の世帯には1月下旬に、令和4年度分のみが非課税の世帯には6月下旬に発送しています。

※DV等被難者や令和3年1月2日以降の転入者など、申請が必要な場合があります。くわしくは問い合わせてください。

### ②の世帯の場合

健康福祉課生活支援係に申請してください。

**申請期限** 9月30日(金)

**申請書配布先** 保健福祉センターひだまりまたは市ホームページからダウンロードできます(郵送を希望される場合にはお問い合わせください)。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-526-145 受付時間 平日午前9時~午後8時